

明治初年における日出藩の藩制改革

佐藤 節

一 はじめに

明治維新から廢藩置県に至るまでの間、各藩が行なった藩制改革は、新政府の政策を受けての各藩の対応であった、といえる。慶應四年（一八六八）閏四月二十七日の「政体書」は、府藩県の三治制を定めている。ついで明治と改元した同年十月二十八日の「藩治職制」は、これまでばらばらであった各藩の職制を、中央集権的に統一するものであった。

版籍奉還後の明治二年六月二十五日には、「諸務変革」によって藩財政の基準を示し、翌三年九月十日には「藩制改革令」を発布している。この「藩制」によって、藩主・藩知事は中央政府任命の官吏身分となり、藩士も官員とそうでないものに分離する。ついで四年七月には廢藩置県が断行され、藩は県となる。さらに同年十一月には新しい県が設置され、豊後は大分県となり、中央集権国家体制が成立する。

この間、諸藩がすすめてきた藩制改革は、中央集権への地ならしのためのものであった。ここでは、日出藩の改革のあゆみを通じて、旧体制の崩壊と、新体制への苦難の道を考えがいてみたい。

二 明治維新と日出藩

日出藩木下家は、豊臣秀吉の正室・北政所ねねの兄・木下家定の三男延俊を始祖とする。当初は三万石であったが、延俊

の没後、立石五千石を分封した。したがって石高は二万五千石、柳間詰の外様大名である。

各藩が幕末から維新にかけて、どのようなかかわりを持ったかは、その藩の運命を左右した。日出藩は、二度にわたる長州戦争に出兵していない。慶応二年八月一日、第二次長州戦争の小倉口の戦に敗れた小倉藩は、小倉城を焼いて田川郡香春に退いた。豊前、豊後の諸藩は、大きく動搖した。日田郡代の幕吏に追われて、長州に難を避けていた二豊の尊王・草莽の志士たちは、ひそかに二豊の地に帰り、小倉藩を背後から挾撃する活動をはじめた。小倉城落城後、籠城体制をとっていた杵築藩士友成遜が、動搖の少なかつた日出藩を探り「日出探索一件」を残したのはこの時である。

慶應三年春、日出藩主木下俊程は、江戸屋敷で病に倒れた。弟の鐵次郎が急ぎ上府し、五月二十九日に第十六代藩主となつた。最後の殿様となる俊恩である。

同年十月十五日、大政奉還がなされると、朝廷は十万石以上の大名に上京を命じた。ついで二十一日には十万石以下の大名にも上京を命じ、さらに二十五日には上京の期限を十一月中とした。俊恩は、この命令を江戸で受けとった。しかし、家臣の意見が二つに分れたため、十一月十七日、病氣を理由に上京の延期を朝廷に願い出ている。⁽²⁾ 俊恩が藩兵をひきい江戸をたつたのは十二月十五日、京都に着いたのは、鳥羽・伏見の戦が終った四年一月十三日である。二豊諸藩主では、森藩主久留島通靖についてで二番目に早い対応である。俊恩を上京に踏みきらせたのは、豊臣家ゆかりの家であること、老公俊敏のすすめや、実兄の長州藩分家の清末藩主毛利元純の働きかけによる、とされている。

鳥羽・伏見の戦の報が、日出藩に届いたのは慶應四年一月十四日である。翌十五日には、日田幕領の豊前四日市陣屋が浪士たちに襲われ、陣屋や近くの東本願寺別院が焼かれ、浪士たちは御許山にこもり勤王の兵をあげた、という報が立石領木下家から届いた。浪士の数三〇〇とも七〇とも、また長州兵との情報もあった。日出藩では、御許山麓の領内山浦村に探索方を派遣して情報の収集につとめている。

十九日には、森藩頭成役所（日出町豊岡）から、十七日に西国郡代窪田治部右衛門が日田から退去、日田永山役所を森藩臣

が占拠したことを知らせてきた。その夕方には、御許山の浪士たちの使者が日出藩を訪ずれ、応援を依頼して去った。⁽³⁾翌二十一日、豊前守ノ島に上陸した長州藩兵二小隊は四日市に進駐した。二十三日には、浪士たちの一番隊長平野四郎を切腹させ、豊前佐田出身の佐田秀を斬殺、御許山の浪士は討伐された。長州藩報国隊からの脱走の隊規違反や、長州藩の名をかたつたことが理由である。長州藩の出兵を知った日出藩では、一月二十五日、騎士六名、歩卒二〇名を山浦村へ派兵⁽⁴⁾したが、すでに御許山の浪士隊は壊滅した後であった。

京都にいた藩主俊憲に、御許山挙兵の知らせが届いたのは二月一日であった。翌二日、俊憲は帰国願いを朝廷に提出、五日にも重ねて帰国を願い出て許され、帰国の途についた。帰城したのは二月十九日である。⁽⁵⁾

俊憲の帰城の前日、十八日には薩摩藩の側頭取・園田彦左衛門と側目付・久保田新治郎が、薩摩藩主・島津忠義の使者として、日出藩を訪れた。勤王の勧誘のため豊後・豊前の諸藩を来訪していたのである。不在の藩主にかわって、重臣の帆足藏人、宮崎直記が応接し、二名の名前で誓紙⁽⁶⁾を提出した。この時期、日田幕領には、森、肥後、福岡、久留米の四藩に加えて薩摩藩も出兵、九州は一時、無政府状態に陥っていた。⁽⁷⁾

慶應四年五月二十日、日出藩は松田源兵衛を家老に任命した。ついで同月二十八日には、帆足藏人、杉原藤十郎、井上又兵衛、宮崎直記の四家老を隠居させ、菅沼権右衛門、米良東嶋を家老に任命⁽⁸⁾した、東嶋は帆足万里の高弟でこの時五十八歳、俊憲が藩主となつた前年秋、とくに招かれて相談役をつとめていた。松田源兵衛は号を青溪、菅沼権右衛門とともに万里門下の秀才であった。この人事は、維新の動乱をのりきるための日出藩の対応であった。なお、維新直後、新政府によって設けられた貢士には、東嶋の弟、米良石操が選ばれている。石操もまた万里の高弟である。同年十月二十八日の「藩治職制」に対しても日出藩がどこまで役職名をかえたかは不明である。「藩治職制」の執政、参与ではなく、参政・番頭の名称が明治二年初めの文書にみられる。貢士から名称のかわった公議人には、二年一月万里の養子・帆足亮吉が選ばれている。

三 第一次禄制改革

明治二年一月四日、日出藩主木下俊恩は藩兵第九番小隊をひきいて日出を出発、海路京都へ向った。京都到着は一月十八日である。薩長土肥の四藩主の版籍奉還の上表は同月二十日、その発表が二十三日하였다。この日俊恩は宮中に参内、二十五日に朝廷への忠誠の誓約を申し出ている。俊恩が版籍奉還を上表するのは、一ヶ月後の二月二十六日である。⁽⁹⁾ 二藩主では、白井藩主稻葉久通につぐ二番目の早さであった。三月七日、俊恩は天皇の東京行幸を供奉して東京へ向う。

箱館五稜郭の戦が終ると、政府は版籍奉還を許し、各藩主を知藩事に任命する。俊恩の日出藩知藩事任命は、六月二十日である。知藩事任命の最終日の同月二十五日、政府は「諸務変革」を通達、ついで七月八日には「職員令」⁽¹⁰⁾を発布した。七月十三日、東京を後に帰国途にいた俊恩は、「御新政之事ニテ色々御心痛」が多かった。

藩主俊恩の帰国後五十日ほどたった九月二十九日、日出藩は新しい制度での役員をつきのように決めた。

大参事

松田源兵衛

菅沼権右衛門

権大参事

村越 精一

宮崎丈右衛門

少参事

御番頭上席 井上丈夫

長沢滉之丞（常山） 南喜兵衛

御側頭上席

橋原彦三 米良悔堂

これまで家老、会計総裁を勤めてきた米良東嶠が病気ため隠居、長男悔堂が少参事となつた。この役員については、朝廷への伺いが必要であった。「右役員人撰ヲ以 朝廷江相伺候様御布告ニ付 公撰入札被仰付候」⁽¹¹⁾からみて、日出藩では、士分以上の公選をとつたようである。

ついで同年十月二十六日、禄制の改革を発表した。上士四等級、中士二等級、下士、準下士、卒四等級の十二階級に分け、給付額⁽¹²⁾現石を定めた。最高三〇石から最低四石五斗である。これは同二年の杵築藩の禄制改革の二百石⁽¹³⁾三三石や、三年五

第1表 明治2年 日出藩禄制改革

士族・卒族	格	付	現石(石)
上士	1等	200石	以上
上士	2等	150石	以上
上士	3等	100石	以上
上士	4等	90石	以下
中士	1等	別	格
中士	2等	中	姓
下士		徒	士人
準下士		小	
卒	1等	足	役
卒	2等	頭	
卒	3等	頭	
卒	4等	水主	
		番人	
		・小使等	

(「明治2年10月御改革御規定被仰出之条々」による)

月の岡藩の第一次改革の二百石乃至四石よりも厳しいものであった。(第1表)。そのうえ「御改革御規定被仰出之条々」によると、「當年之處者先達而御沙汰之通七步之御宛行」、「來午九月より御規定高御渡可被成候」というもので、七割支給であった。日出藩は「昨年來過分之御物入ニ而逆も當年之御増方ト申者御出来不被成」と、維新以来の経費支出増に苦しんでいたのである。なお、役職についた者には、士族、卒ともに現米三斗宛、役料は其役に応じて支給することにしている。

四 第二次禄制改革

明治三年九月十日、政府は「藩制改革令」を発布し、さらに厳しい改革を指示した。その主な点は、つぎのとおりである。

- 1 石高は、すべて藩の実収入高で表示すること。
- 2 藩庁には、知事の下に大参事(二人以内)、少参事(五人以内)、権大参事、権少参事(事情により置く)を置いて藩政をとらせ、大小の属、史生を事務官とする。
- 3 藩士族への加禄、減禄や死刑は、政府の許可を受けること。
- 4 士族と卒のほかに身分等級を作らないこと。
- 5 藩債の償却は、藩の政費からだけでなく、知事家禄、士、卒の俸禄からも一定比率で償却すること。

6 藩札の引替え計画をたてること。

その他、藩の実収入の九%を海陸軍費とし、その半額を政府に上納するよう義務づけている。こうした政府の政策を受けて各藩はますます経済的に追いつめられ、藩制改革を強いられていく。

日出藩が第二次藩制改革を行なったのは、明治三年十一月である。しかし、その具体的な内容は不明である。末広利人氏に(14)によると、日出藩の藩制改革は士族四、卒族四の計八段階であった。

時代はやや下がるが、大竹義則氏所蔵文書に明治七年の「家禄之帳」がある。秩禄処分の基礎となつた家禄の台帳である、秩禄処分は、廢藩置県によつて旧藩から國へ引き継がれた禄制を基礎としている。そこでの禄制は士族四、卒族四、計八段階である。したがつて、第二次禄制改革のものとみてよからう。

確かに型式的には、八段階の禄制である。しかし、第一段階は藩主である。通常は、藩主は藩制改革にはいれない。「藩制

第2表 日出藩最後の禄制改革

禄高	人数	禄高計	備考
1028石	1	1028石	藩主
17.5	57	997.5	旧上士※
11.0	80	880.0	旧中士
7.0	30	210.0	旧下士
5.5	9	49.5	
4.5	160	720.0	
4.0	46	184.0	※
1.8	41	73.8	※
計	423	4142.8	(4143.5)

※は文書の集計と実集計の異なる箇所
(「家禄之帳」藤井文書による)

第3表 日出藩上士の禄制改革

禄高石	維新時	明治2年	明治3年
200石	78.0石	30.0石	
190	66.0		
180	63.0	27.0	
160	56.0		
150	52.5		
140	49.0		
130	47.5		
120	42.0	24.0	17.5石
110	38.5		
100	35.0		
90	31.5		
80	28.0		
70	24.5	20.0	
60	21.0		

第4表 明治5年家禄渡高

	現石 a	家禄高 b	b/a %	士卒人数	現石千石当り人數
杵築藩	21,040 石	8,148.508 石	38.7	690 人	32.8 人
日出藩	10,280	3,682.65	35.0	559	54.4
府内藩	14,160	4,543.183	32.1	433	30.6
臼杵藩	35,270	14,945.939	42.4	1,140	32.3
佐伯藩	12,220	5,201.206	42.6	438	35.8
岡藩	52,400	11,902.566	22.7	1,250	23.8
森藩	6,100	62,433.25	39.9	298	48.8

第5表 明治5年戸当り・人数当り家禄

	士卒戸数	有祿士卒 人數	1戸平均 有祿人數	1戸当り 家禄	1人当り 家禄
杵築藩	697	690	0.99	11.69 石	11.81
日出藩	300	559	1.86	12.28	6.59
府内藩	302	433	1.43	15.04	10.49
臼杵藩	1,620	1,140	0.70	9.23	13.11
佐伯藩	280	438	1.56	18.58	11.87
岡藩	1,627	1,250	0.77	7.32	9.52
森藩	141	298	2.11	17.26	8.17

「改革令」で、現石の一割が藩主給と定まったからである。日出藩の場合、政府に届け出た実収入＝現石は一万二八〇石、藩主給はその一割の一〇二八石である。藩主を除くと、日出藩の第二次禄制改革は七段階となる。

第一次禄制改革と第二次改革の違う点は、第一次で四等にわけてあった上士を一段階にまとめたこと、二級にわけてあった中士及び下士・準下士をそれぞれ一段階としたこと（第2表）、そして、それぞれ減額したことである。最高は一七石五斗、最低は一石八斗である。第一次禄制改革前の実支給高＝現石のわかる上士を例に、第一次、第二次の禄制改革の推移をみたものが第3表である。一〇〇石の禄高の士族の場合は、七八石から三〇石そして一七石五斗と七七・六%削減されている。もつとも削減の低い禄高六〇石の士族の場合でも、一六・七%のカットであった。上位に多く、下位に少なく削減する「累進的削減法」が、ここではとられている。これは、中士、下士の場合も同じである。卒族の場合は上二段階は均等に三石減、三段階目は二石減、最下位は四石五斗から二石七斗減の一石八斗である。

明治七年の「家禄之帳」には、廢藩置県後、日出から転出した者及び他村居住者の記載がない。内閣文庫蔵「大分県史料」（七）には、明治五年の旧藩別「家禄渡高」が記載

されている。これをもとに各藩の現石（貢租高）に占める家禄渡高をみると、もっとも低いのは岡藩の一三・七%、ついで府内藩三二・一%、日出藩三五%である。この三藩について現石千石当りの人数についてみると、日出藩五四・四人、府内藩三〇・六人、岡藩二三・八人である。つまり、貢租高比較でみると、日出藩は岡藩の約二・三倍の人員をかかえていたことになる（第4表）。士、卒戸数と有禄士・卒人數とを比べると、白杵、岡、杵築藩では、少數ながら家禄のない家があり、その他の藩では、戸主以外の者へも禄が与えられていたことがわかる。明治三年二月の「諸藩常備兵編成」の達^{たつし}一万石につき一小隊六〇名、ついで九月の「藩制改革」で現石一万石につき一小隊という規定にそつて、兵員の削減が行なわれた。その余剰人員をかかえこんだままの禄制改革、といった藩もあったのである。

以上を総合すると、末広氏が指摘⁽²⁾したように、岡藩の禄制改革が最も苛酷なものだった、といえる。しかし、禄高の低い卒族にとって、日出藩は岡藩よりなお苛酷であった、といえよう。後に秩禄処分にあたって、旧日出藩士・卒族は、旧岡藩士・卒族とともに政府へ禄制の是正を歎願した。岡士・卒族は、丙号よりやや多額な乙号に是正され処理されたが、日出士・卒族は認められなかつた。士・卒族の多さや、貢租高に占める家禄高の比率が低くなつたためであろう。

この改革時の日出藩大参事は、滝吉弘である。日出藩では二年九月の改革後まもなく、大参事・石井邦^{くにみち}郎、権大参事・長沢常山となつた。石井が政府より兵部省出仕を命じられたため、大参事・長沢常山・権大参事・滝吉弘となつてゐる。滝の大参事就任は、三年十月二十五日、権大事は米良梅堂であつた。

五 寺社改革

明治初年、日出藩が行なつた諸改革のなかで見落せないものの一つに寺社の改革がある。

慶応四年三月十三日、「五箇条の御誓文」が出される前日、政府は太政官布告によつて律令制の神祇官を復活し、全国の神社や神主をその支配下におくことを決定した。ついで四日後の十七日には、僧侶が神社の社務につくことを禁じ、三月二十八

日には神仏判然令を發布し、神仏分離、國家神道への道を開いた。

日出藩が神仏分離に実際に手をつけはじめたのは、明治三年以後のようである。「明治己巳歳（二年）至四年、朝廷 本山領主 御用扣帳 光蓮寺」（日出町 光蓮寺藏）によると、日出藩が社寺奉行をおいたのは、三年三月九日の松田源兵衛が最初である。同年九月には、民部省の寺院調査が行なわれている。十月には社寺奉行は廢止となる。

三年十一月十七日、日田県で起った農民一揆は、十二月十五日には日田県支配下の別府へ飛火し、同月十八日には藩内山香で一揆が起つた。

一揆の後始末がほぼ片付いた翌四年五月二十三日、日出藩野原（山香町野原）出張所となつていていた瑞雲寺に山香の里長（庄屋を明治三年に改称）、諸寺院の僧、神職を集め、神仏分離を命じている。このとき、八幡八幡神社にあつた仏像五体が、寺々に移された。⁽¹⁷⁾

日出藩が寺院や神職の改革にのりだしたのは、六月からである。大分県立大分図書館蔵の「明治六年 社寺錄」を中心にして、その概要をみたい。

日出藩では、六月にはいって領内の無住の寺や檀家の少ない寺々の整理に手をつけた。廃寺、合寺になる寺々は次のとおりである。

- 廃寺 天台宗 西明寺（山香町内河野）
- 廃寺 真言宗 願成寺（日出町裏町） 普賢寺（山香町日指）
- 曹洞宗 松尾寺（日出町佐尾）へ合寺 宝福庵・永昌寺・梅昌院（いずれも松尾寺塔中） 宝泉寺（日出町津島）
- 曹洞宗 報恩寺（日出町大神）へ合寺 知德院（日出町北大神）
- 曹洞宗 正高寺（山香町倉成）へ合寺 龍門寺（山香町広瀬） 瑞雲寺（山香町野原） 清榮寺（山香町野原） 養泉寺（山香町野原） 憇鶴庵（山香町内河野）

○曹洞宗淨土寺（山香町久木野尾）へ合寺　通正寺（山香町山浦）　延命寺（山香町上河内）

整理は天台宗一寺、真言宗二寺に対し、曹洞宗一二寺、淨土真宗は〇であった。そのうえ、藩命で善満寺（山香町内河野）の住職を正高寺住職に、瑞雲寺の住職を善満寺に移すなどの人事もあり、寺を失なう僧もあって、曹洞宗の寺々はこの処分に強い反対をとなえた。

これに対し日出藩は、八月二十二日、つきのような処分を行なった。

○松屋寺に同居のうえ勧学

覚雲寺（日出町藤原）　朝日寺（日出町川崎）　建福寺（日出町豊岡）　東光寺（山香町内河野）　大儀寺（杵築市八坂）

○報恩寺に同居のうえ勧学

常楽寺（日出町大神）　生桑寺（杵築市八坂）

○淨土寺に同居のうえ勧学

西福寺（山香町日指）

○正高寺に同居のうえ勧学

善満寺　心翁寺（山香町野原）　笠源寺（山香町広瀬）　宝積寺（山香町小武）

この処分によつて空寺となつた寺々は、七月初めに行なつた前年末の一揆にかかる民政改革、里長の大移動によつて必要となつた里長宅や役所の出張所などにあてられてゐる。したがつて、寺として機能してゐる曹洞宗の寺は、日出藩内で四寺という厳しいものであつた。

この寺院整理が終り、廢寺・合寺の届が日出県（四年七月十四日「廢藩置県」の詔勅、日出県となる）から大蔵省に提出されたのは十月十日になつた。また同日付で、通正寺、延命寺の住職が還俗して帰農した旨の届も出されてゐる。騒ぎが大き

くなつた責任をとつて、善満寺から正高寺住職となつた顕如は、隠居のうえ帰農した。

同居、勧学の処分は、一時的なものであつたが、日出県の消滅によつて大分県へ引き継がれた。五年六月から八月にかけて処分を受けた住職たちは、大分県へ帰寺願いを提出、隠居、帰農した顕如も正高寺への復職願いを出して、いずれも帰寺を許可されている。

なお、五年八月、松屋寺から出された廃寺となつた一二の末寺の再興願いは許可されなかつたようである。

曹洞宗の住職たちの処分が行なわれた翌日の八月二十三日、領内の神社について県社、郷社の祠官、祠掌各一名を残して、他は神職の職を解き帰農させる処分が日出県から出されている。

これは、四年五月十四日の大政官布告の社格および神主の職制の決定を受けたものであつた。その数は不明であるが、翌五年、旧神職たちが大分県に提出した復職願いは、二五名（日出二、津島四、藤原三、川崎六、野原八、山浦一、八坂一）にのぼつている。

また、津島、南畠の盲僧も、四年夏に日出藩の命令で帰農させられたとして、復職願いを大分県に提出している。このような大幅な寺院や神職の整理は、日出藩にのみ見られるもので、他に類がない。

六 まとめにかえて

明治維新を迎えた日出藩が、大分県成立までの四年間にたどつた道を要約すると、つきのようにいえる。

明治元年 維新の動乱のなかでの混迷期

明治二年 版籍奉還と第一次禄制改革

明治三年 藩制改革と第二次禄制改革 年内、藩内に農民一揆

明治四年 寺社改革、民政改革

四年七月五日、日出藩は、三二名の里長、助長の大団扇な移動と、「村役人心得」九条、「郷中改正」三六条、「申達」四条「里中心得」四〇条を発表する。社寺改革に反対する曹洞宗僧侶の運動が強まるなかであった。そのさなか、「廢藩置県」が行なわれ、藩知事は免官となる。八月二十二日、曹洞宗の僧侶の処分、翌二十三日には神職の解任などが行なわれるなかで前日出藩知事木下俊恩は、船で日出を離れ東京へ移住する。

同年十一月十三日、政府はこれまでの県を整理して、全国を一道三府七二県に編成した。豊後は一つの県・大分県となつた着手したばかりの民政改革は、効をみないまま日出県の解体とともに瓦解する。残されたものは、職を失なつた多くの士・卒族と、第二次改革で決つたわずかな家禄であつた。明治七年十一月二十日付けの「東京日日新聞」⁽¹⁸⁾は、「旧七藩ノ内ニテ、尤モ困窮民多キハ、日出、竹田、森ナリ」としている。

注(1) 「日出町誌」史料篇九一~九一六ページ

(2) 東京大学史料編纂所蔵版「維新史料綱要」七巻三五八ページ

(3) 「復古記」一篇 六七八ページ

(4) 同 右 七一〇ページ

(5) 同 右 二篇 一三三ページ

(6) 同 右 三篇 三〇四ページ

(7) 大久保利謙「明治新政権下の九州」『九州と明治維新』II 三四二ページ

(8) 「慶應四戊辰年日記 南大神与惣右衛門」

(9) 「木下家系図附言纂」『日出町誌』史料篇六五八~六六〇ページ

(10) 同 右

(11) 「明治二己巳年日記 大神理金太」九月二十九日の項による。なお、寛治六「日出年代記」は大參事松田以下を決めたが不満の声

があつたので公選の結果九月十七日大参事石井邦都以下が選ばれたとしている。

- (12) 富来隆編「大分の歴史」(8) 五七ページ
(13) 「大分県史」近代篇一 七六ページ
(14) 同右
(15) 志手環「豊後速見郡史」一三七~一三九ページ
(16) 「大分県史」近代篇一 七八ページ
(17) 「仙香山明教寺抜萃」(山香町明教寺蔵)
(18) 「新聞集成明治編年史」二巻 一五〇ページ

(大分県教育センター副所長・
██████████)

会 告

※ 会費のご納入は、次のいずれかでお願い致します。

- (1) 郵便振替口座 下関八一五二九四 大分県地方史研究会あて
(2) 大分銀行県庁内支店・普通預金口座 一六四三二一一 大分県地方史研究会あて